

4 景観づくりの基準（住宅用チェックシート）

届出対象行為については、以下エリア別に定めた景観づくりの基準（遵守基準）への適合が必要です。
 なお、土地条例の手続き対象となる行為については、土地利用基本計画に定める開発事業の基準などの整合が必要になりますので、別途「土地利用ガイドライン」もご参照ください。

項目	まちなかエリア	田園エリア	山麓・山間部エリア	確認
規模・配置	北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。高さは、まち並みの連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。	高さは、原則として、屋敷林など周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、北アルプスや周囲の景観との調和に特に配慮すること。	高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、周囲の景観との調和に特に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	周囲の建築物などに比べて規模が大きい場合は、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲の景観との調和を図ること。	良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物などの高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿道から北アルプスを望む西側の景観に配慮すること。	道路側に既存林を残せるように、後退するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
	隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。	隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	道路側に既存林を残せるように、後退するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
	敷地内に大木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。	敷地内に大木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。	敷地内に大木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。	<input type="checkbox"/>
形態・意匠	北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するよう配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	地形の高低差を活かして、周囲の自然景観に調和するよう配置とすること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	<input type="checkbox"/>
	周囲の建築物などとの連続性に配慮し、まち並みと調和した形態にする。全体としてまとまりのある形態とすること。	眺望景観の背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物などと調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	森林景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	<input type="checkbox"/>
	建築物などの上部及び正面のデザインに特に留意すること。	屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物との調和に努めること。勾配屋根の場合は、庇や適度な軒の出をつくるなど、地域の景観になじむよう努めること。	屋根の形状は、周囲の樹林や建築物などとの調和に努めること。	<input type="checkbox"/>
	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つことがないよう配慮すること。	壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
色彩	河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。	周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合は、その様式を継承し、または、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。	周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合は、その様式を継承し、または、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
	反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。	反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。	反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。	<input type="checkbox"/>
	くばけくばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。	くばけくばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色系は、地域の景観との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。	くばけくばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。	<input type="checkbox"/>
周囲のしつらえ	多色使い、強調色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	使用する色数を少なくするよう努めること。	使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
	表通りなど、道路に面する側は、できるだけ緑化し、まち並みの統一感や緑の連続性の創出に努めること。	集落の縁辺部や分譲地の周囲など、遠方から見える側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。	集落の縁辺部や分譲地の周囲など、遠方から見える側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。	<input type="checkbox"/>
	田園エリアとの境界部分は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。	建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。特に、見付面積の大きな建築物は、遠方から壁面などが目立たないように緑化に努めること。	建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。特に、見付面積の大きな建築物は、遠方から壁面などが目立たないように緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>
	建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。	緑化に使用する樹種は、周囲の樹林など、周囲の景観と調和するものとする。地域にふさわしい樹種を選定し、周囲の景観と調和するものとする。	緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとする。	<input type="checkbox"/>
付帯設備・工作物	敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。	屋敷林や社寺林など、地域にある樹木は、できるだけ残すように努めること。	周囲の樹林に囲まれている敷地では、既存の樹木をできるだけ残し、やむを得ず伐採する場合は、代替する樹木を植えるなど、緑量の維持に努めること。	<input type="checkbox"/>
	河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えないよう配慮すること。	屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えないよう配慮すること。	屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えないよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>
	煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。	煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。	煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。	敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。	敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。	<input type="checkbox"/>	
駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。	駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。	駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>	
建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。	建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。	建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。	<input type="checkbox"/>	
光源で動きのあるものは、周囲の景観との調和に留意すること。	光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。	光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。	<input type="checkbox"/>	

色彩(マンセル値) □
 ・外壁及び屋根の基調色として用いることのできる色彩は、原則として、以下に示すマンセル値の範囲内とする。

①外壁の基調色

色相	彩度
R, YR	6 以下
Y, GY, RP	4 以下
その他	3 以下

明度：制限はなし

②屋根の基調色

色相	彩度
R, YR	8 以下
5Y, 10RP	6 以下
その他	4 以下

明度：8 以下

※基調色とは、見付面積の 1/4 以上を占める色彩とする。ただし、多色を用いる場合はこの限りではない。
 ※強調色（各面の 1/10 以下）、本地域の伝統的な色彩、非着色の素材色は、適用除外とする。

壁面後退距離 □

①道路後退
 ・壁面などは、原則として、道路境界より 5m 以上、主要幹線道路からは 10m 以上後退させる。

②隣地後退
 <別荘・住宅>
 ・壁面などは、原則として、隣地境界より 3m（隣地同意があれば 1m）以上後退させる。

<専用住宅以外の建築物>
 ・壁面などは、原則として、隣地境界より 10m（隣地同意があれば 5m）以上後退させる。

※上記数値基準は、安曇野市の適正な土地利用に関する条例第 9 条第 1 項第 5 号に規定する山麓保護区域の範囲内のみ適用する。

- ※1 土地形質の変更(造成や土石の採取など)に関する基準は景観計画をご参照ください。
- ※2 山岳エリアにおいては、中部山岳国立公園の管理計画に定められた基準を遵守するものとします。
- ※3 景観づくり推進地区に指定された場合は、その地区に定められた基準を上記基準に代えて遵守するものとします。

◆景観計画及び景観づくりガイドラインにつきましては安曇野市のホームページからご覧いただけます。

→<http://www.city.azumino.nagano.jp/>

◆景観づくりに対するご意見・ご提言は、郵送、FAX、Eメールなどで随時受け付けています。

安曇野市 都市建設部 建築住宅課

〒399-8281

長野県安曇野市豊科 6000 番地

電話：0263-71-2242 FAX：0263-72-3569

メール：kenchikujutaku@city.azumino.nagano.jp